

本学学生・保護者様へ

高崎健康福祉大学  
学長 須藤 賢一  
(公印省略)

家計急変者（新型コロナウイルス感染の影響）への授業料減免について

初夏の候 在学学生・保護者の皆様には日頃より大学の研究・教育活動にご理解を頂き誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症拡大は全国に「緊急事態宣言」が発令されるなど、保護者・在学学生の皆様の生活も一変し、不安と負担を抱えているかと存じます。

そこで本学ではそのような緊急支援として、家計急変授業料減免制度を下記の条件の通り行うことと致しましたのでよろしくお願い致します。

なお、対象は下記条件①、②を全て満たす大学院生、学部生です。

条件①

保護者が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者で国や地方公共団体が支援対象として実施する公的支援の受給証明書が提出できること。または、事由発生後の所得が昨年の所得と比較し1/2以下となっていること。

条件②

家計基準は、今年の所得見込みが給与所得者の場合は841万円以下であること。(給与所得者以外は355万円以下)

支援内容

対象者は、令和2年度前期授業料の2分の1を減免する。

**但し、本学支援の新型コロナウイルス対策緊急支援金の受給者は対象外とする。**

※新型コロナウイルス対策緊急支援金の受給者とは、高等教育修学支援新制度の受給者です。

申請方法

- ・別紙の家計急変授業料減免申請書を記入し、下記添付書類を添えて学生課へ郵送してください。

提出期限

- ・6月末日まで

添付書類

- ・公的支援の受給証明書（コピー可）
- ・現在の給与所得（月給）が証明できるもの（コピー可）
- ・昨年度の収入に関する証明書（コピー可）

本件問合せ先（郵送先）高崎健康福祉大学 学生課

〒370-0033 群馬県高崎市中大類町 37-1

電話 027-352-1290 E-mail [uhw-gakusei@takasaki-u.ac.jp](mailto:uhw-gakusei@takasaki-u.ac.jp)